

○ 平成十四年金融庁告示第四十二号（協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第十条第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用組合連合会の行う事業又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 告示第四十九号）</u>は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>金融監督庁 大蔵省</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第三条の八第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 告示第四十九号）</u>は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>金融監督庁 大蔵省</p>

（定義）

（定義）

第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいい、「信用協同組合集団」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第一項第一号に規定する信用協同組合集団をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」又は「信託専門会社」とは、それぞれ法第四条の四第一項に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者又は信託専門会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合又はその信用協同組合集団のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。

第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」又は「信託専門会社」とは、それぞれ法第四条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は信託専門会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条の二第一項第一号から第

（）につき、当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

2| 前項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合に係る集団（規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合に係る集団（規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額が合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があり、かつ、当該信用協同組合に係る集団に属する規則第四条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信組等からのいずれかからの収入があること。

（信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用協同組合（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合の役員を含む。）及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

（新設）

（信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第三条 信用協同組合連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を

営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等（当該信用協同組合連合会の特定子銀行又は当該信用協同組合連合会の信用協同組合集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその子会社等（規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会又はその子会社等に属する法人の役員を含む。）及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 | 前項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合連合会に係

る集団（規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会に係る集団（規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会に係る集団に属する法人の役員を含む。）及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組

第三条 信用協同組合連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を

営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会（規則第三条の二第一項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役員を含む。）、その子会社及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれかからの収入があること。

（新設）

合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該信用協同組合連合会に係る集団に属する規則第四条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信組等からのいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等)のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社)のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社)の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の

進については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役員を含む。)及びその会員である信用協同組合

規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第三条の二第一項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役員を含む。)及びその会員である信用協同

からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。